

Q 庭の草を取ったのですが、燃やせるごみで出してもよいのですか？

A 燃やせるごみで出せますが、土を落とし乾かして出してください。

Q ガラスを直接、袋に入れると袋が破れるので、ダンボール箱に入れ、ごみ処理券を張って出してもよいのですか？

A ダンボール箱に入れて、ごみは出せません。この場合は新聞紙などに包み、『ガラス』と書いて、燃やせないごみの袋に入れて出してください。



Q 刃物を出すときはどのようにしたらよいのですか？

A 刃物をそのまま出されると、収集作業などが大変危険です。ガムテープなどで安全処置をしてから『刃物』と書いて、燃やせないごみに出してください。

Q 紙おむつを出すときはどうしたらよいのですか？

A 汚物はトイレに流して、燃やせるごみに出してください。

Q 家庭から出る食用油はどうすればよいのですか？

A 紙や布などにしみ込ませ（凝固剤処理を含む）、燃やせるごみに出してください。

Q 角材、庭木などの燃えるものの排出は燃やせるごみですか？

A 排出の仕方次第で、次のとおりになります。

1. 燃やせるごみ：直径が5センチ以下で、長さが40センチ以下のもの
2. 燃やせないごみ：直径が10センチ以下で長さが140センチ以下、重さが10キログラム以下のもの

Q 動物（ペット）の死がいはどうすればよいのですか？

A ビニール袋に入れ、さらにダンボール箱（この場合に限り、ダンボール箱を使用してください）に入れてから、クリンクルセンターに運んで料金をお支払いください。処理料金は、1体につき240円です。

ご家庭には、ごみの分け方や出し方、リサイクルなどについて分かりやすく説明した保存版『ゴミのクリンクル帳』をお配りしています。不明な点がありましたら、ご確認ください。



10月1日から 家庭向けパソコンのリサイクルが始まります

家庭向けパソコンのリサイクルは、法律によりメーカーに義務づけられるもので、10月以降に販売される製品は価格に回収費用が上乗せされます。

9月までに販売された製品については、製造・販売メーカーに費用（回収再資源化料金）を払って、引き取ってもらうこととなります。

これに伴い、クリンクルセンターでは、再資源化を推進するため、10月1日から使用済みパソコンの受け入れをしませんので、ご協力をお願いします。



回収対象機器となるもの

家庭から排出される

- ・デスクトップパソコン（本体）
- ・ノートブックパソコン
- ・パソコン用ディスプレイ

プリンター、スキャナーなどの周辺機器、ワープロ専用機などは回収の対象となりません。

回収再資源化料金

平成15年9月までに販売されたパソコンを排出するときの料金は、1点につき3,000円～4,000円程度（詳しくは、社団法人電子情報技術産業協会のホームページ（<http://it.jeita.or.jp/perinfo/pcgreen/index.html>）をご覧ください。）

平成15年10月以降に販売されるパソコンについては、購入時に支払うこととなるため、排出するときは料金がかかりません。

回収のシステム

1. パソコン製造メーカーに回収の申し込みをします。
2. メーカーより回収再資源化料金の支払い通知書が送付されます。
3. 回収再資源化料金を各メーカー所定の方法（郵便振替、銀行振込など）で支払います。
4. 回収再資源化料金の支払い後、メーカーから専用のゆうパック伝票が送付されます。
5. ご家庭で使用済みパソコンなどを梱包し、メーカーから送付された専用のゆうパック伝票を貼付して、最寄りの郵便局窓口を持ち込むか、『ゆうパック伝票』記載の郵便局に電話して戸別集荷の手続きをしてください（運搬費用はかかりません）。

ごみの分別やリサイクルについてのお問い合わせは、
クリンクルセンター
(環境資源課)

☎ 85 2 9 5 8 ☎ 85 2 5 8 5

Eメール
cleancle@city.noboribetsu.hokkaido.jp